問い合わせ先 北見公共職業安定所 23

き、お早めにハローワークへ求用について是非検討していただ

企業の将来を担う新卒者の採

ハイランド小清水フ

から受理を開始します。

人の申し込みをお願い

館へ戻る予定です。ます。午後3時には

6月20日 (月)

午後3時には中央公民

片道1時間程度の山道を歩き 5登山口から頂上を目指し、

かかる求人について6月 3月新規高等学校卒業予定者に クでは、 平成24年 20 日

の求人申込はお早めに新規高等学校卒業予定者

景色を楽しみましょう。 新緑の藻琴山を歩いて雄大な 6月25日(土) 午前9時出発 中央公民館



第1回ふれあい歩こう会 藻琴山ハイキング」

試験日 第2次試験 平成2年4月2日~平成6年 第1次試験 4月1日生まれの方 6月21日 (火)~ ~20日(木)

問い合わせ先 ) の指定された日 10月13日 (木) 6 月 28 日 火

美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。 内容については各防犯協会または警察署にお問い合わせください。

出店荒らしの発生!

津別町内で店舗に侵入し、レジスターから現金 等が盗まれる被害が1件発生しています。

東日本大震災に便乗した悪質事犯にご注意を 3月11日に発生した東日本大震災による被災地 の窮状、混乱、国民の不安につけ込み、または被 災地を救済しようとする国民の善意を踏みにじる 悪質事犯の発生が懸念されています。

実際に、北海道内において、北海道警察の名前 をかたった者が、一般家庭宅に地震の寄附を募る 電話をかけた事案が確認されています。

美幌・津別町内において、地震に便乗した不審 電話や訪問販売等の悪質業者を見聞きした際は、 美幌警察署(☎72-0110)までご連絡をお願い します。

お 知 ら information 世 インフォメーション

まちづくりに対する疑問、ご意見を お寄せください。

地域振興グループ **2** 76 - 2151

FAX 76 - 2976

届いていますか?町税の納税通知書は

ゴミ袋、 帽子、

飲料水 (多めに)、

着替え、

タオ

お弁当、

おやつ、

暖かい服装など カッパ、

雨天等の場合は中止

歩ですが、

その中でも基本と

やはりシー

ルト。明治36いえるのは、

明治36年に、

フランス

送を行いました。 産税・ 昨年まで納税通知書が送付さ 5月中に平成23年度の固定資 軽自動車税の納付書の発

いない方や不明な点などありていたのに、まだ手元に届い その他 込・問い合わせ先

(税務) 平成23年度国家公務員採用 試験のお知らせ

取り付けられたのは昭和30年、

アメリカ製のフォ

ド車が最

装置ですが、一般ので開発されたといわ

)乗用車に

れるこの

わせください

なお、

今月は町道民税・国民

ましたら税務担当までお問

い合

ました。 着用義務化は転席への着用が義務は研究が始まり、昭和4 初でした。 我が国では、

重みがあるの年もの歴史と

?

ちを支える命綱には、 ここ3年弱の話ですが、 ろ。法律による義務化こそ、

0

ります。

**7** 

(内線220)

合わせ先 76

[康保険税の納付書が発送にな

義務化は、さら 昭和44年に運 昭和500円のお

自動車の安全装置は日進月 守草 うの てル l I J まル す

年からと、記憶に新しい60年から、後部座席は平野席の罰則付き義務化は 努力義務でした。 運転席・助当時は運転席と助手席のみで、 2年後の昭和46年です 後部座席は平成21 は昭和

自転

か 住民生活 グループ が、☎ 76-2151 介護保険料納入通知書を送付します

~保険料の金額や納期限の確認を~

65歳以上の方(第1号被保険者)は、介護保険料を納付するこ とになりますが、その納め方は、普通徴収と特別徴収の2種類に 分かれます。普通徴収の方には介護保険料納入通知書を今月13日 頃に、特別徴収の方には介護保険料特別徴収通知書を8月にそれ ぞれ発送します。なお、65歳以上の方の介護保険料は別表のとお りです。

### 特別徴収

納入通知書に記載の金融機 関で納付してください。保険 料の納入には、便利な口座振 替をお勧めします。

### 普通徴収

年金が年額18万円以上の方 は、各種公的年金(老齢・退 職・障害・遺族年金)からの 天引きとなりますので、金額 をご確認ください。

別表 65歳以上の方(第1号保険 者)の介護保険料

区分	月額保険料
第1段階	1,400円
第2段階	1,400円
第3段階	2,100円
第4段階(特例)	2,450円
第4段階(基準額)	2,800円
第 5 段階	3,500円
第6段階	4,200円

### 普通徴収・特別徴収併用の方

年度の途中(6月・8月または10月)から特別徴収が開始される方には、1期または2期分までの介護 保険料納入通知書を送付しています。

問い合わせ先 役場保健福祉課介護保険担当 76-2151(内線230)

# 介護保険施設の居住費及び食費の減額申請

~対象は非課税世帯の方~

介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)に入所またはショート ステイを利用されている方の居住費、食費負担額の減額認定期間が6月30日で満了することに伴い、7月 1日からの減額認定の更新手続き及び新規の申請を受け付けています。

これは、本来自己負担となる介護保険施設での居住費と食費(ショートステイを含む)について、町民 税非課税世帯の方を対象に負担の軽減を図るものです。

## 更新の方

すでに減額認定を受けている方については、更新手続きの通知を郵送(特別養護老人ホームの方には 施設に郵送)しますので、申請書に必要事項を明記、押印の上、6月17日(必着)まで役場で手続き をしてください。

### 新規の方

今後、新たに介護保険施設(ショートステイを含む)を利用される 方および平成22年度減額認定が非承認となった方で、本年度町民税が 世帯非課税となる方については、随時申請を受け付けています。

なお、減額認定は、申請のあった月の初日までしかさかのぼること ができませんのでご注意ください。

問い合わせ先 役場保健福祉課介護保険担当 76-2151(内線230)

